

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

業務の適正を確保する
ための体制及び運用状況

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社 エディオン

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

エディオングループ（株式会社エディオンとその子会社）が掲げる「サービス型小売業」の理念は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様及び従業員等のステークホルダー（利害関係者）からいただく信頼のもとに成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役及び従業員のコンプライアンス（法令・社会倫理等遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。

第三に、適切な権限委譲により迅速かつ的確な意思決定が行われるとともに、重要事項については、取締役会及び社長による強力な業務執行が行われる体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に努めます。

当社は、これらの基本的な指針に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、体制の構築及び運用に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。
- (2) 総務担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」の下にコンプライアンスに関する会議体を設置し、コンプライアンスを含むリスク管理体制の強化に努める。また、重要事項については、「リスク管理委員会」から取締役会へ報告することとする。
- (3) リスク管理委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスを含むリスク管理に関する適切なアドバイスを受けるものとする。
- (4) コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。
- (5) 「リスク管理委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。
- (6) 決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。
- (7) 反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

重要な意思決定がされた会議体の議事録など、取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。また、社内情報及び個人情報については、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護基本管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。
- (2) 総務担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、原則四半期に1回開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、コンプライアンスや有事の際の対応方針（BCP等）を含めたエディオングループ全体のあらゆるリスクを総括的に把握、評価、分析、対策及びモニタリングを行う体制を整備し、損失の危険を回避、軽減する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。
- (2) 取締役会の開催等に加えて、経営会議等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。
- (3) 取締役会は、組織再編及び必要な都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。
- (4) 内部監査部門は、業務執行部門から独立し、各部門の不正・誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善を図るとともに経営効率の向上のため、会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価し、助言をする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正を確保するために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

- (1) 当社は、各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。
- (2) 各子会社は、取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築するため、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用する。
- (3) 当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、取締役等の職務執行の効率化を図るため、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を整備させる。
- (4) 当社は、エディオングループ全体としての意思統一を図るため、「関係会社管理規程」に基づき当社が各子会社に従業員を出向させるなど、人材交流を図り、コミュニケーションを活性化させる。
- (5) 当社の内部監査部門が、監査体制の強化を図るため、各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施する。
- (6) 当社は、各子会社の経営を管理するため、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る一定の重要な事項については、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定する。

6. 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ1名以上を配置する。

当該専任スタッフの人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。

7. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用者は、コンプライアンス、リスク管理に関する重要事項、エディオングループに著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項、その他監査職務に必要な事項を監査役に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「リスク管理委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
- (3) 当社は、監査役（監査役室スタッフを含む。以下、同じ。）の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取り扱いを行わないものとする。
- (4) 監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
- (5) 当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 「内部通報規程」に基づき社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、不正行為等の早期発見及び内部通報者の不利な扱いを禁止する体制を構築しております。また、「リスク管理委員会」にて不正行為等の予防及び再発防止策を講じるとともに、全社に向けた定期的な情報提供と社内研修を継続的に実施するなどコンプライアンス意識の啓発を行っております。さらに、「内部統制規程」に基づき内部統制の評価及び監査を実施し、決算情報等の財務報告について信頼性を担保しております。これらの体制により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (2) 「文書管理規程」等の社内規程に基づき取締役の職務執行に係る情報を適切に保存しております。また、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護基本管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」に基づき情報システム部門がシステム監視や情報収集を行うなど、個人情報及び企業機密の漏洩や不正アクセス等を防止するためのセキュリティの強化策を講じております。これらの体制により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備し、運用しております。
- (3) 「リスク管理規程」に基づき「リスク管理委員会」を定期に開催し、職務執行を行いうえで重大なリスクの把握、評価、分析、対策及びモニタリングを行い、損失の危険を回避、軽減ができる体制を構築しております。
- (4) 「取締役会規程」に基づき取締役会を定期に開催し、経営計画及び年度事業計画など経営に関する重要事項について、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、決定しております。また、「業務分掌および職務権限規程」に基づき経営環境や経営計画に応じて、業務執行取締役に対し決裁権限を委ねるとともに、経営会議を定期に開催し、重要な事項について機動的かつ十分な審議を行い、業務執行取締役の迅速な意思決定をサポートしております。さらに、「内部監査規程」に基づき内部監査部門が、業務監査、会計監査及び制度監査を実施し、業務活動及び会計処理は社内制度及びマニュアル等に基づき運用され正確性・適合性が担保できていることを確認しております。これらの体制により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (5) 「関係会社管理規程」に基づき当社役員が子会社役員を兼任し、子会社経営を適切に指導・管理しております。また、子会社の経営に係る重要事項に関しては当社取締役会において決議・報告を必要とするとともに、その他の事項についても当社担当部門との調整を行っております。これらの体制により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。
- (6) 監査役の監査機能の強化を図るため、取締役からの独立性に配慮したスタッフ1名を配置しております。
- (7) 取締役及び使用人は、監査役が出席している取締役会のほか、「リスク管理委員会」や経営会議等の重要な会議において、エディオングループの重要な情報について適時報告をしております。
- (8) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人並びに代表取締役との定期的な情報・意見交換を行い、円滑な監査業務の遂行を図っております。また、監査役が職務を遂行するために必要となる費用を当社が負担しております。これらの体制により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,940	84,951	107,697	△4,889	199,700
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	2,443	—	2,443
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,940	84,951	110,141	△4,889	202,144
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△5,078		△5,078
親会社株主に帰属する当期純利益			13,109		13,109
自 己 株 式 の 取 得				△5,361	△5,361
自 己 株 式 の 処 分		△3		181	177
土地再評価差額金の取崩			2		2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	△3	8,033	△5,180	2,849
当 期 末 残 高	11,940	84,948	118,175	△10,069	204,993
<hr/>					
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	59	△4,835	△1,083	△5,858	193,841
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	2,443
会計方針の変更を反映した当期首残高	59	△4,835	△1,083	△5,858	196,285
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△5,078
親会社株主に帰属する当期純利益					13,109
自 己 株 式 の 取 得					△5,361
自 己 株 式 の 処 分					177
土地再評価差額金の取崩					2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27	△2	321	346	346
当 期 变 動 額 合 計	27	△2	321	346	3,195
当 期 末 残 高	87	△4,838	△762	△5,512	199,480

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

(株)サンキュー

フォーレスト(株)

フォーレスト酒販(株)

(株)エヌワーク

(株)P TN

(株)エディオンハウスシステム

(株)ジェイトップ

(株)イー・アール・ジャパン

(株)e-ロジ

夢見る(株)

- (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

1-2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

(株)サンフレッヂ広島

前連結会計年度において持分法適用関連会社であった(株)マルニ木工は、2022年3月25日付で保有する株式の全てを売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用しない主要な関連会社の名称等

ネオシステム(株)

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

1-3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- a 満期保有目的の債券
- b その他有価証券

償却原価法（定額法）によっております。

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

時価法を採用しております。

②デリバティブ取引

③棚卸資産

- a 商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- b 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当企業グループでは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

その内、①自社ポイント制度と②修理保証サービスについては、その履行義務の内容と履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

また、消化仕入や一部のフランチャイズ加盟店に対する商品供給等、顧客への商品の提供における当企業グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

① 自社ポイント制度に係る収益認識

当企業グループでは、当企業グループ独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して収益認識しております。

② 修理保証サービスに係る収益認識

当企業グループでは、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。

カード会員に対して修理保証サービスを無償で提供する場合、当該修理保証サービスを別個の履行義務として特定し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

なお、修理保証サービスの履行義務は、時の経過につれて充足されると判断して取引価格を修理保証サービスの契約期間にわたり均等に収益認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用してあります。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

①自社ポイント制度に係る収益認識

当企業グループでは、当企業グループ独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額としてポイント引当金を計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して、収益認識しております。

また、従来は、ポイント引当金繰入額やポイント販促費などポイントに係る費用を販売費及び一般管理費として計上していましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

②修理保証サービスに係る収益認識

当企業グループでは、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。

従来は、販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、将来の修理費用見込額として商品保証引当金を計上していましたが、カード会員に対して修理保証サービスを無償で提供する場合、当該修理保証サービスを別個の履行義務として特定し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

なお、修理保証サービスの履行義務は、時の経過につれて充足されると判断して、取引価格

を修理保証サービスの契約期間にわたり均等に収益認識しております。

③代理人取引による収益認識

消化仕入や一部のフランチャイズ加盟店に対する商品供給は、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当企業グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は23,639百万円、売上原価は17,132百万円、販売費及び一般管理費は5,896百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ611百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が2,443百万円、未収入金が193百万円増加し、繰延税金資産が1,092百万円減少しております。

なお、収益認識基準の適用により、前連結会計年度の連結貸借対照表において流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしたしました。なお、これによる当連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

3-1. 有形固定資産の減損の認識及び測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	903百万円	（うち、営業店舗に属する資産グループ	859百万円）	
有形固定資産	125,504	”	（うち、営業店舗に属する資産グループ	111,653百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当企業グループでは営業部門では店舗を基本単位とし、遊休資産については物件ごとにグループリングを行い減損損失の測定を行っております。

測定の結果、資産グループが生み出す損益が継続してマイナスであると見込まれる場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を用いております。使用価値は取締役会によって承認された事業計画等と、事業計画等策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値を使用しており、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

なお、事業計画等とは全社ベースの事業計画（2022年度）と各資産グループごとの予算（2022年度）、新規出店時の出店計画（おおよそ10年分）であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、売上高成長率（0.0%～15.9%）及

び割引率（4.4%）であります。

事業計画等策定外の期間についての売上高成長率の数値は、過去の実績をベースに地域特性や営業の歴史・経緯を加味した商圏内での地位、地域開発などの外部環境の変化、及び営業支援による影響を検討して算定しております。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、数か月程度の短期的には店舗の休業等により売上高の一時的な減少等が起きる可能性はありうるもの、営業再開後には回復が見込まれるため、減損損失の測定に使用する中長期的な事業計画には大きな影響を与えないものと見込んでおります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴い、△20.0%～20.0%の間で変動することが予想されます。

成長率の変動により、翌連結会計年度における減損損失が0～8,809百万円発生する可能性があります。

3-2. のれん及び無形固定資産の減損の認識及び測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	859百万円
のれん	2,454 // (注) 1
その他無形固定資産（注）2	1,685 // (注) 2

(注) 1. 当連結会計年度ののれんの主な内訳は、フォーレスト株式会社取得に係るのれん 102百万円、株式会社ジェイトップ取得に係るのれん 225百万円、夢見る株式会社取得に係るのれん 664百万円及び株式会社H a m p s t e a d 取得に係るのれん 1,284百万円であります。

2. 当連結会計年度のその他無形固定資産の主な内訳は、フォーレスト株式会社取得に係る顧客関連資産 1,120百万円、株式会社ジェイトップ取得に係る顧客関連資産 85百万円、株式会社H a m p s t e a d 取得に係る顧客関連資産 76百万円及び株式会社H a m p s t e a d 取得に係る技術資産 404百万円であります。

なお、連結貸借対照表上は無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度ののれん及びその他無形固定資産については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

当企業グループではのれん及び顧客関連資産等の無形固定資産については、対象となる連結子会社あるいは事業をグルーピングして減損損失の測定を行っております。

測定の結果、資産グループが生み出す損益が継続してマイナスであると見込まれる場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

資産グループの回収可能価額は取締役会によって承認された事業計画と、事業計画策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値を使用しており、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

なお、取締役会によって承認された事業計画とは各子会社の2022年度の事業計画であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された事業計画の基礎となる売上高成長率、また事業計画が策定されている期間を超えている期間についての売上高成長率（△2.0%～49.2%）並びに割引率（10.8%～15.2%）であります。

フォーレスト株式会社はさいたま市大宮区でオフィス用品、日用品、各種業務用品等の販売を行っております。

法人需要を中心としたオフィス用品の販売が堅調で、個人向けの販売にも注力しており、売上高成長率は1.7%～9.5%を見込んでおります。

株式会社ジェイトップは名古屋市中村区でフリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響でフリーペーパーや求人誌の需要が一時的に落ち込んでおりますが、付加価値を付与したサービス配達分野での拡大を図っており、売上高成長率は△2.0%～6.5%を見込んでおります。

夢見る株式会社は堺市北区でプログラミング教室等の運営を行っております。

「GIGAスクール構想」によるプログラミング教育の需要の高まりを受け、プログラミング教室「ロボ団」を関西を中心に新教室を積極的に開設しており、売上高成長率は0.0%～49.2%を見込んでおります。

株式会社Hampsteadは受注管理システムやJリーグ・プロ野球球団のオフィシャルサイト制作など多岐にわたるシステム開発・デジタルマーケティングを営んでおり、売上高成長率は0.0%～0.2%を見込んでおります。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、上記子会社の事業においては新型コロナウイルス感染症により事業環境が変化し、売上高の減少等が見られることから、影響を受けた当連結会計年度の業績をベースに将来の事業計画の見直しを行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴っております。

フォーレスト株式会社で2023年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の75.0%となった場合、フォーレスト株式会社取得に係る顧客関連資産で618百万円の減損損失が発生する可能性があります。

株式会社ジェイトップで2023年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の95.0%となった場合、株式会社ジェイトップ取得に係るのれんで169百万円の減損損失が発生する可能性があります。

夢見る株式会社で2023年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の80.0%となった場合、夢見る株式会社取得に係るのれんで301百万円の減損損失が発生する可能性があります。

株式会社Hampsteadで2023年度以降の各連結会計年度の売上高が算出に用いた金額の95.0%となった場合、株式会社Hampstead取得に係るのれん及び顧客関連資産で819百万円の減損損失が発生する可能性があります。

(注) 各社の翌連結会計年度以降の売上高を算出に用いた金額から5.0%刻みで減少させた場合に減損損失が発生すると見込まれる減少率と減損損失の金額を記載しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

4-1. 有形固定資産の減価償却累計額

144,253百万円

4-2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

商品及び製品	37百万円
建物及び構築物	856 //
土地	748 //
計	1,642百万円

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	52百万円
1年内返済予定の長期借入金	124 //
長期借入金	368 //
固定負債の「その他」(預り保証金)	432 //
計	977百万円

4-3. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月28日及び2002年3月31日

再評価を行った土地の2022年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額

4,607百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

5-1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	112,005,636株	—	—	112,005,636株

5-2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度增加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	2021年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債(注)1、2	普通株式	92	—	92	—	—
	2025年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債(注)1、3	普通株式	11,597	332	—	11,929	—
合計		—	11,597	332	—	11,929	—

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものです。
3. 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

5-3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,784百万円	26円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	2,293百万円	22円	2021年9月30日	2021年12月1日

5-4. 当連結会計年度末後に使う剰余金の配当に関する事項

2022年6月29日開催予定の第21回定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	2,250百万円
(2) 1株当たり配当額	22円
(3) 基準日	2022年3月31日
(4) 効力発生日	2022年6月30日

6. 金融商品に関する注記

6-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等及び安全性の高い金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

差入保証金につきましては、主に店舗、事務所、駐車場等の賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、差入れ先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、CMS（キャッシュマネジメントシステム）をグループ内で利用することなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

6-2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券(*2) その他有価証券	1,854	1,854	—
(2)差入保証金	26,634	25,561	△1,072
資産計	28,489	27,416	△1,072
(1)転換社債型新株予約権付社債	13,830	15,032	1,201
(2)長期借入金(*3)	37,086	37,154	67
(3)リース債務(*3)	4,484	4,570	86
負債計	55,402	56,757	1,354
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,441
関係会社株式	372

(*3) 流動負債に含まれている1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

(注) デリバティブに関する事項

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

a 通貨関連

該当事項はありません。

b 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価 の算定方法
			うち1年超			
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	6,232	193	(*)	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

6-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,854	—	—	1,854
資産計	1,854	—	—	1,854

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	25,561	—	25,561
資産計	—	25,561	—	25,561
転換社債型新株予約権付社債	—	15,032	—	15,032
長期借入金	—	37,154	—	37,154
リース債務	—	4,570	—	4,570
負債計	—	56,757	—	56,757

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する転換社債型新株予約権付社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

なお、当社の発行する転換社債型新株予約権付社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格としては認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積もられた利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 貸貸等不動産に関する注記

7-1. 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府や愛知県などの主要都市において、貸貸用の店舗物件（土地、建物を含む）を有しております。

7-2. 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
10,734	9,361

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 収益認識に関する注記

8-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

家電直営店売上	660,171	百万円
フランチャイズ売上	25,194	//
その他	24,196	//
顧客との契約から生じる収益	709,561	//
リースに係る収益	4,206	//
その他の収益	4,206	//
外部顧客への売上高	713,768	//

8-2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①家電直営店売上

家電直営店売上は、当企業グループで運営する家電量販店及び一部の子会社の営業所における家庭電化商品の販売とそれに付随するサービス等の売上高であります。

家庭電化商品の販売とそれに付随するサービスは、顧客に商品の引き渡しが完了するなど財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っております。

当企業グループでは、当企業グループ独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

また、当企業グループでは、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。

自社ポイント制度と修理保証サービスの履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、「1-3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

②フランチャイズ売上

フランチャイズ売上は、フランチャイズ加盟店に対する家庭電化商品の供給とそれに付随するサービス等の売上高であります。

家庭電化商品の供給はフランチャイズ加盟店への引き渡し時点で契約における履行義務が充足されることから、当該時点での収益を認識しております。なお、一部契約内容から代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っております。

また、当企業グループでは家庭電化商品の販売に関するフランチャイズ加盟店に対し、フランチャイズ契約に従って店舗運営や商品販売に関するノウハウの提供や継続的な経営指導を行っており、ロイヤリティを得ております。

当該ロイヤリティ収入は関連する契約に従い、発生主義で収益を認識しております。

③その他

その他は、取引先からの手数料収入や家庭電化商品の販売以外の事業を行う子会社の売上高等であります。

なお、これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。

④リースに係る収益

リースに係る収益は、不動産及び備品等の賃貸による売上高であります。

8 – 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	39,074
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	39,665
契約負債（期首残高）	28,254
契約負債（期末残高）	29,399

契約負債は、主に、自社ポイント制度に係るポイント付与額、カード会員に対して無償で提供する修理保証サービスに係る将来の修理費用見込額及び前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,193百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が1,144百万円増加した主な理由は、期末の商品の未出荷残高の増加に伴う前受金の増加によるものであります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	22,633
1年超2年以内	3,876
2年超3年以内	1,022
3年超	1,866
合計	29,399

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,950円13銭

1株当たり当期純利益金額 125円41銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剩余金			利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
当期首残高	11,940	64,137	47,266	111,403	76,723	△4,889	195,177
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	2,257	—	2,257
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,940	64,137	47,266	111,403	78,981	△4,889	197,435
当期変動額							
剰余金の配当					△5,078		△5,078
当期純利益					12,062		12,062
自己株式の取得						△5,361	△5,361
自己株式の処分			△3	△3		181	177
土地再評価差額金の取崩					2		2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△3	△3	6,987	△5,180	1,803
当期末残高	11,940	64,137	47,262	111,399	85,969	△10,069	199,239

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	43	△4,835	△4,791	190,386
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	2,257
会計方針の変更を反映した当期首残高	43	△4,835	△4,791	192,644
当期変動額				
剰余金の配当				△5,078
当期純利益				12,062
自己株式の取得				△5,361
自己株式の処分				177
土地再評価差額金の取崩				2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	39	△2	36	36
当期変動額合計	39	△2	36	1,840
当期末残高	83	△4,838	△4,754	194,484

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

a 満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）によっております。

b 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法によっております。

c その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

時価法によっております。

②デリバティブ取引

③棚卸資産

a 商品 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

最終仕入原価法による原価法によっております。

④固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く） 定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なっております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社では、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

その内、①自社ポイント制度と②修理保証サービスについては、その履行義務の内容と履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

また、消化仕入や一部のフランチャイズ加盟店に対する商品供給等、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

① 自社ポイント制度に係る収益認識

当社では、当社独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して収益認識しております。

② 修理保証サービスに係る収益認識

当社では、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。

カード会員に対して修理保証サービスを無償で提供する場合、当該修理保証サービスを別個の履行義務として特定し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上しております。

なお、修理保証サービスの履行義務は、時の経過につれて充足されると判断して取引価格を修理保証サービスの契約期間にわたり均等に収益認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用してあります。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

①自社ポイント制度に係る収益認識

当社では、当社独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対して家庭電化商品の購入等に応じて付与しております。

従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額としてポイント引当金を計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して、収益認識しております。

また、従来は、ポイント引当金繰入額やポイント販促費などポイントに係る費用を販売費及び一般管理費として計上していましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

②修理保証サービスに係る収益認識

当社では、家庭電化商品の販売時に、会員制度に加入している顧客に対しサービス型の商品保証として修理保証を提供しております。

従来は、販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、将来の修理費用見込額として商品保証引当金を計上していましたが、カード会員に対して修理保証サービスを無償で提供する場合、当該修理保証サービスを別個の履行義務と

して特定し、取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

なお、修理保証サービスの履行義務は、時の経過につれて充足されると判断して、取引価格を修理保証サービスの契約期間にわたり均等に収益認識しております。

③代理人取引による収益認識

消化仕入や一部のフランチャイズ加盟店に対する商品供給は、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は22,855百万円、売上原価は16,760百万円、販売費及び一般管理費は5,487百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ607百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が2,257百万円、未収入金が193百万円増加し、繰延税金資産が995百万円減少しております。

ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従つて、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。なお、これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

3-1. 有形固定資産の減損の認識及び測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 866百万円 (うち、営業店舗に属する資産グループ 856百万円)
有形固定資産 118,566 // (うち、営業店舗に属する資産グループ 106,296百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社では営業部門では店舗を基本単位とし、遊休資産については物件ごとにグルーピングを行い減損損失の測定を行っております。

測定の結果、資産グループが生み出す損益が継続してマイナスであると見込まれる場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を用いております。使用価値は取締役会によって承認された事業計画等と、事業計画等策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローの割引現在価値を使用しており、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。

なお、事業計画等とは全社ベースの事業計画（2022年度）と各資産グループごとの予算（2022年度）、新規出店時の出店計画（おおよそ10年分）であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、売上高成長率（0.0%～15.9%）及び割引率（4.4%）であります。

事業計画等策定外の期間についての売上高成長率の数値は、過去の実績をベースに地域特性や営業の歴史・経緯を加味した商圏内での地位、地域開発などの外部環境の変化、及び営業支援による影響を検討して算定しております。

現時点における新型コロナウィルス感染症の影響は、数か月程度の短期的には店舗の休業等により売上高の一時的な減少等が起きる可能性はありうるもの、営業再開後には回復が見込まれるため、減損損失の測定に使用する中長期的な事業計画には大きな影響を与えないものと見込んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴い、△20.0%～20.0%の間で変動することが予想されます。

成長率の変動により、翌事業年度における減損損失が0～8,781百万円発生する可能性があります。

3-2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損	1,172百万円（注）
関係会社株式	22,595 //

(注) 当事業年度の関係会社株式評価損の内訳は、株式会社ジェイトップ株式の評価損
1,172百万円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社では関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性を判定のうえ、おおむね5年以内に回復すると見込まれない場合は実質価額まで減額し、評価損を計上しております。

実質価額は、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額に、発行会社の超過収益力を反映して評価しております。超過収益力は、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画策定外の期間について過去の実績を基礎として見積った成長率等に基づき算定された将来キャッシュ・フローと、加重平均資本コストを基礎として算定した割引率を基礎として、算定しております。

なお、取締役会によって承認された事業計画とは株式会社ジェイトップの事業計画（2022年度）であります。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、取締役会によって承認された事業計画の基礎となる売上高成長率、また事業計画が策定されている期間を超えている期間についての売上高成長率（△2.0%～6.5%）並びに割引率（10.8%）であります。

株式会社ジェイトップは名古屋市中村区でフリーペーパーや求人誌、その他雑誌等の一般貨物の配送を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響でフリーペーパーや求人誌の需要が一時的に落ち込んでおりますが、付加価値を付与したサービス配送分野での拡大を図っており、売上高成長率は△2.0%～6.5%を見込んでおります。

現時点における新型コロナウイルス感染症の影響は、株式会社ジェイトップの事業においては新型コロナウイルス感染症により事業環境が変化し、売上高の減少等が見られることから、影響を受けた当事業年度の業績をベースに将来の事業計画の見直しを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高成長率は見積りの不確実性を伴っております。

株式会社ジェイトップで2023年度以降の各事業年度の売上高が算出に用いた金額の85.0%となつた場合、株式会社ジェイトップ株式に対する評価損が400百万円発生する可能性があります。

(注) 株式会社ジェイトップの翌事業年度以降の売上高を算出に用いた金額から5.0%刻みで減少させた場合に関係会社株式評価損が発生すると見込まれる減少率と関係会社株式評価損の金額を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

4-1. 有形固定資産の減価償却累計額 132,934百万円

4-2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	3,912百万円
関係会社に対する短期金銭債務	11,732 //

4-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	814百万円
構築物	41 //
土地	748 //
<u>計</u>	<u>1,604百万円</u>

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	124百万円
長期借入金	368 //
預り保証金	432 //
<u>計</u>	<u>925百万円</u>

4-4. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月28日及び2002年3月31日

再評価を行った土地の2022年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額
4,607百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	707百万円
仕入高	15 //
販売費及び一般管理費	10,595 //
営業取引以外の取引高	1,039 //

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	4,892,126株	5,001,194株	178,959株	9,714,361株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加5,001,194株は、2021年6月29日開催の取締役会決議により市場買付による買付5,000,000株及び単元未満株式の買取りによる増加1,194株であり、減少178,959株は、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換92,980株、2018年6月28日開催の第17回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬としての自己株処分による減少85,900株及び単元未満株式の買増しによる減少79株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
減価償却費	2,335百万円
貸倒引当金	239 //
賞与引当金	1,527 //
未払法定福利費	238 //
減損損失	5,537 //
退職給付引当金	1,708 //
契約負債	2,724 //
合併引継土地	1,390 //
資産除去債務	2,740 //
その他	4,372 //
繰延税金資産小計	22,814百万円
評価性引当額	△4,370百万円
繰延税金資産合計	18,443百万円
(繰延税金負債)	
建物等圧縮積立金	△49百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△858 //
その他有価証券評価差額金	△99 //
その他	△105 //
繰延税金負債合計	△1,112百万円
繰延税金資産の純額	17,330百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

8-1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

営業用店舗設備（建物）等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	3,924百万円
減価償却累計額相当額	3,826 //
期末残高相当額	98百万円

②未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	143百万円
1年超	//
合計	143百万円

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

a 支払リース料	216百万円
b 減価償却費相当額	196 //
c 支払利息相当額	2 //

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

8-2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料（借主側）

1年以内	4,792百万円
1年超	35,250 //
合計	40,043百万円

未経過リース料（貸手側）

1年以内	229百万円
1年超	2,544 //
合計	2,773百万円

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

10-1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 サンキュー	(所有) 100%	資金の貸借	CMSによる資金 の借入	354	短期借入金	8,736

10-2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親者	久保允誉	(被所有) 直接 2.13% 間接 3.37%	当社代表取締役	自己株式の処分	38	—	—
役員及び その近親者	友則和寿	—	当社相談役	顧問料の支払	24	—	—
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	(株)ダイイチ	(被所有) 直接 3.37%	—	関連会社株式 の売却	30	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸借については、当社がグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムに係るものであります。なお、取引額は当事業年度減少額であります。
 2. 自己株式の処分については、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の割当によるものであります。
 3. 顧問料については、過去の経験等を総合的に勘案し、両者協議のうえ締結した契約書に基づき決定しております。
 4. 関連会社株式の売却価格については、対象となった会社の純資産額等を基準に協議のうえ、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額
1株当たり当期純利益金額

1,901円28銭
115円40銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。